

プラスチック類の分別区分変更 について

プラスチック類の資源化について

市は、平成15年4月のクリーンセンターリサイクル館の稼動に合わせ、**容器包装リサイクル法**に基づき、プラスチック類の収集を開始し、リサイクル館において容器包装材のプラスチック(「容リプラ」)とその他プラスチック(「その他プラ」)の手選別を行っております。

容器リサイクル法とは？

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、家庭から出るごみの約6割（容積比）を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて、資源の有効活用の確保を図る目的で制定された法律で、資源循環型社会を目指します。

容器リサイクル法の役割分担

市民(消費者)



容器包装廃棄物の排出を抑制し、住んでいる地域のルールにそって分別排出します。

市町村



容器包装廃棄物の分別収集を行います。

事業者



事業において利用または製造・輸入した容器包装の量の「排出の抑制」を行うと共に、その量に応じてリサイクルの義務を負います。

プラスチック類の分別区分変更の 事前調査について

新たなプラスチック類の分別区分を構築する上で、ごみの収集面やクリーンセンターの施設面から幾つかの課題整理が必要であることから、平成23年1月10日から3月28日の約3ヶ月間、江戸川台西自治会の御協力をいただき「容リプラ」と「その他プラ」を分けた収集を行い、実態を検証しました。結果として収集面及びクリーンセンターの施設面に問題が無いことが確認できました。

プラスチック類の分け方

(変更前)

毎週 ○曜日

プラスチック類



認定マーク
のついている物



その他プラ
(文具・日用品等)

変更

(変更後)

毎週 ○曜日

容器包装プラスチック類

認定マーク
のついている物



第1・3 ○曜日

燃やさないごみ+その他プラ



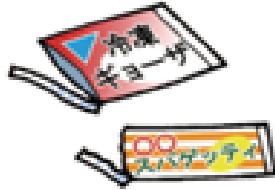
燃やさないごみ

+



その他プラ
(文具・日用品等)

代表的な容器包装プラスチック類



食品の袋



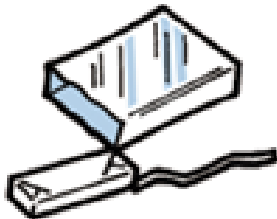
たまごのパック



シャンプー洗剤などのボトル



ペットボトルのラベル等



タバコ・ティッシュなどの
外装フィルム



プリン・カップ麺や
コンビニ弁当などの容器

ごみの排出方法の注意点



食べ切り・使い切りでそのまま排出



お弁当やカップラーメンなどの容器に汚れが残っている場合は、ふき取るか、食器洗いの残り水などを活用して水ですすいで汚れを取ってください



使い切り、軽く水ですすいでください

ごみの出し方について (ごみ収集を円滑に行うため)

袋に入れるときは、小分けせず1袋で排出してください

良い例



悪い例

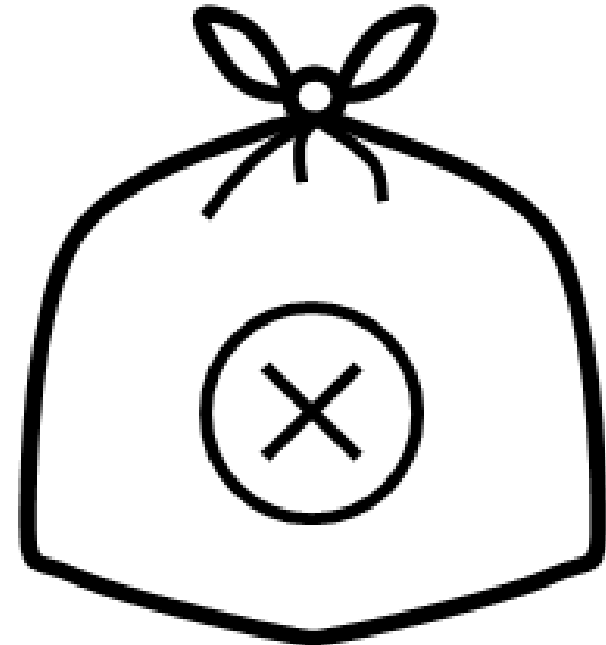
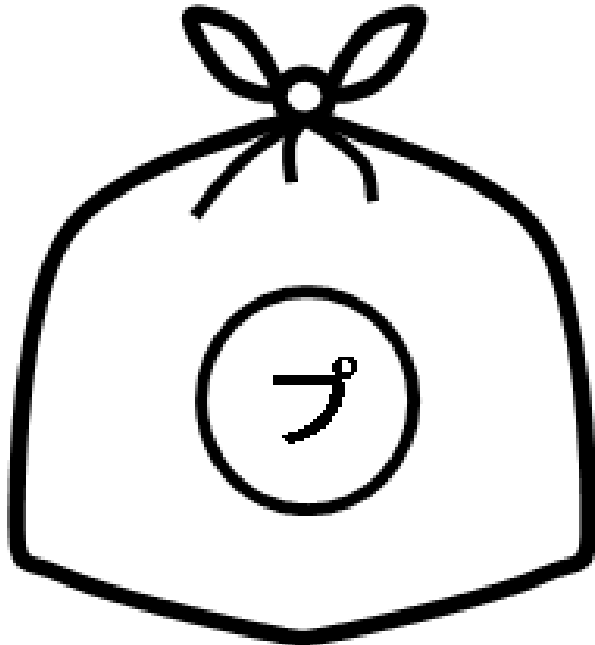


ごみ袋の表示について (間違えずに収集するため)

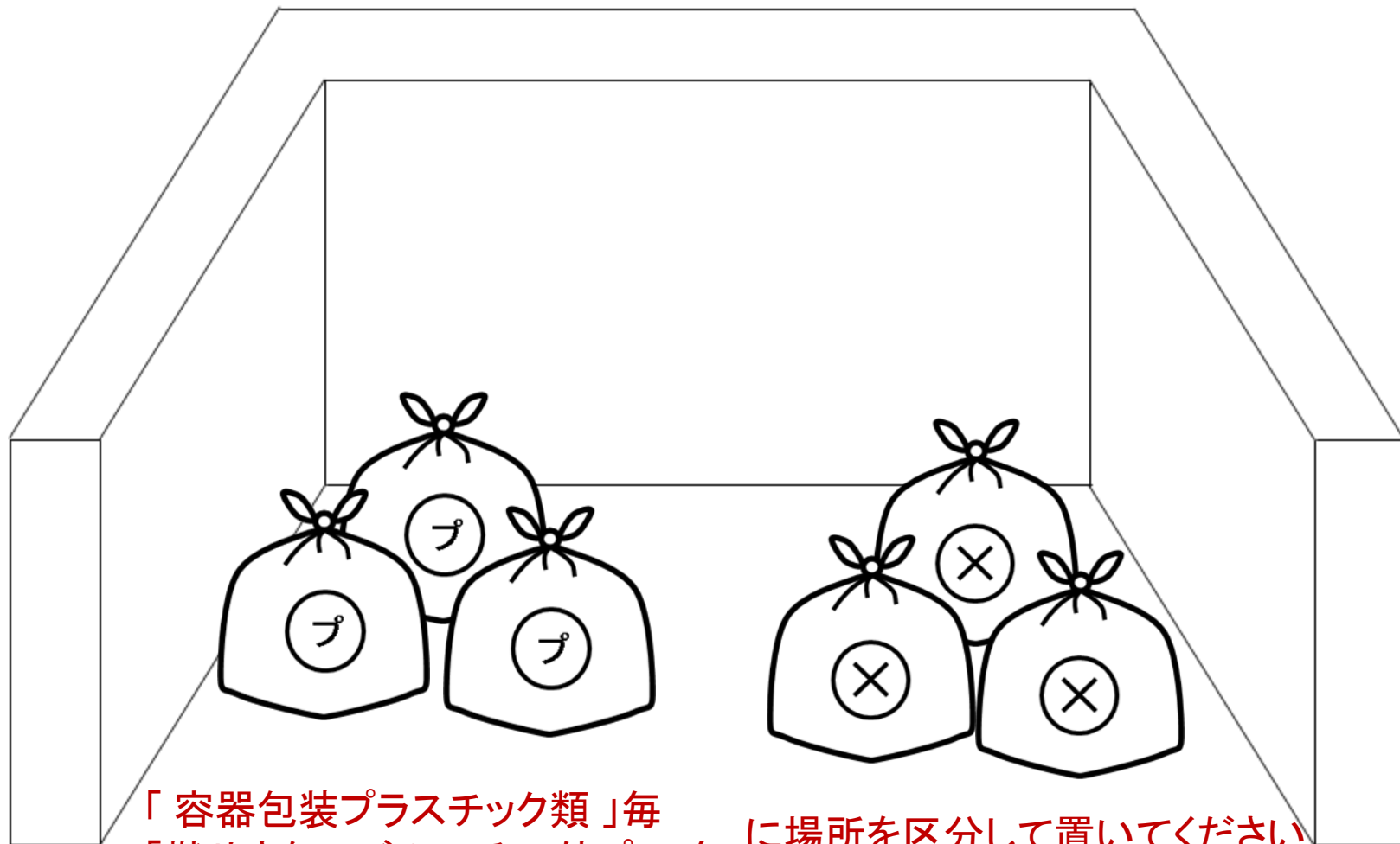
ごみ袋には、「容器包装プラスチック類」には○にプ、「燃やさないごみ」には○に×を油性マジック等で書いてください

容器包装プラスチック類

燃やさないごみ+その他プラ



ごみ集積所について



「容器包装プラスチック類」毎
「燃やさないごみ+その他プラ」毎

に場所を区分して置いてください

プラスチック類の区別の仕方について(例)

燃やさないごみに分類されるプラスチック製品



ハンガー



子供のおもちゃ

燃やさないごみに分類されるプラスチック製品



おもちゃのバケツ



バスケット・トレイ

燃やさないごみに分類されるプラスチック製品



植木鉢



植木鉢の受け皿

マークの付いたプラスチック製品



シャンプー等のボトル



ボトルの表示部分

リサイクルマークの付いたプラスチック製品



調味料(ソース)



調味料の表示部分

マークの付いたプラスチック製品



インスタント食品

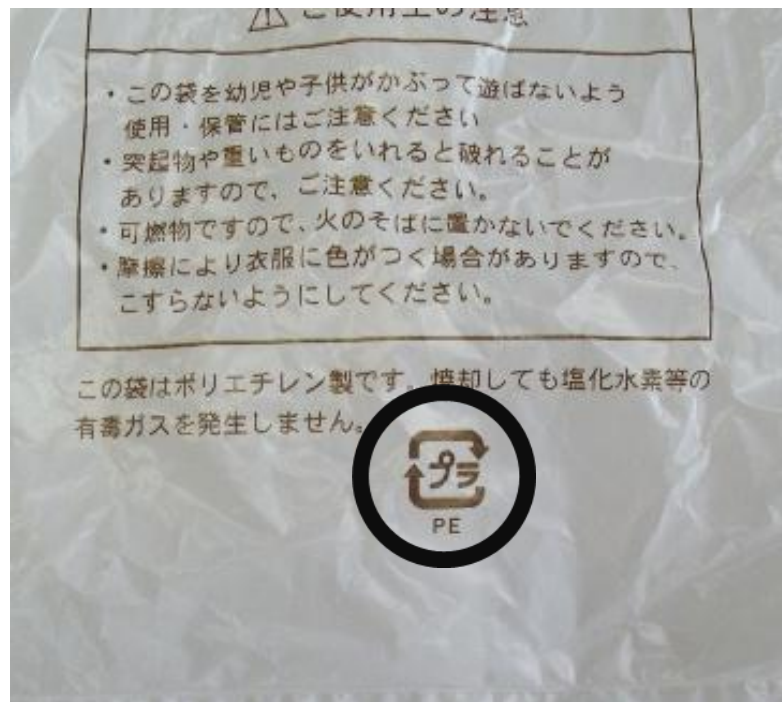


インスタント食品の表示部分

♻️マークの付いたプラスチック製品



レジ袋



レジ袋の表示部分